

市 長	副 市 長	議 長	副 議 長	局 長	主 幹	主 査	係 長	専 門 員	市 民

別記様式 4

令和 6 年 6 月 1 4 日

鶴岡市議会議長 様

鶴岡市議会公明党

代 表 黒 井 浩 之

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

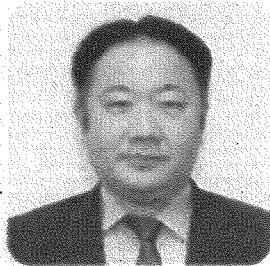
期 日	令和 6 年 5 月 1 5 日
参加者氏名	黒井浩之
場所・会場	〈東京都〉アットビジネスセンター池袋別館（オンラインにて聴講）
調査・研修 項目(目的)	廣瀬行政研究所オンラインセミナー 5 月 1 5 日 講座①10:00～13:00 「議長・委員長のための議会運営」 講座②14:00～17:00 「議会運営委員会の役割と権限」
調査・研修 の内容及び 所 見	詳細は別紙資料のとおり



オンラインセミナー

議会運営マスター講座

5月15日(水) In 東京



講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

10:00～13:00

議長・委員長のための議会運営

1. 議長・委員長の権限 (1) 秩序保持権 (2) 議事整理権
2. 通告書と通告外、議題外の発言
3. 不穏当・不規則発言
4. 傍聴人
5. 動議・議事進行発言
6. 日程作成
7. 議会だよりと議長の権限
8. 議長・委員長の発言と裁決権
9. 選挙・互選

14:00～17:00

議会運営委員会の役割と権限

1. 議会運営委員会の所管と権限
(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項
2. 議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係
3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力
4. 議長等との兼職の是非
5. 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係

例) 廣瀬行政研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

廣瀬行研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.hirosegyoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	
お名前	
貴所属先	
領収書 お宛名	
ご住所	(〒)
TEL	() -
FAX	() -
E-mail	@

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

5月15日(水)10:00～13:00 東京

☐ 議長・委員長のための
議会運営

5月15日(水)14:00～17:00 東京

☐ 議会運営委員会の
役割と権限

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒ をお願いいたします。

☐ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

開催場所

アットビジネスセンター
池袋駅前別館

JR 山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線 / 有楽町線 / 副都心線

池袋駅東口地下鉄 29 番出口 徒歩 10 秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株) 廣瀬行政研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6

<https://www.hirosegyoken.jp>

TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

オンライン研修会参加報告書（その1）

報告者 黒井 浩之

○研修会名 廣瀬行政研究所オンラインセミナー

○日時 令和6年5月15日（水）午前 10:00～13:00

○研修参加者 黒井浩之

○研修テーマ 「議長・委員長のための議会運営」

○研修内容

1. 議長・委員長の権限

〈秩序保持権〉（議長）

「発言取り消し命令権」

⇒公開の議事録に載せないようにする。不穏当な言動をそのままにしておくと、議事録にも残るし、それを読んだ住民が不信感を持たれる。

⇒取り消し命令を出したから取り消しにはならない。議員が取り消し申し出をして許可されて取り消しになる。従わなければ懲罰の対象になる。

「発言禁止命令権」

⇒不穏当な発言、通告外質問など注意をして、再三注意しても発言をやめない議員に対しては発言禁止命令を出せる。この会議中発言を禁止するとすると一切発言できなくなる。

⇒補正予算の関連で広げて質問する場合などは注意する必要がある。認めてはいけない。悪しき先例になる。

〈注意喚起権〉（議員）

⇒議員から議長に注意喚起できる。

⇒議事進行と同じく議長の発言許可がなくても発言できる

〈自治法137条〉

- ・あくまで議長が本会議に対する権限としてある。委員会には準用できない。
- ・三重県議会で視察後の懇親会を欠席した議員に対し、議長が議長室に呼んでマスコミのいる前で注意した。議員が名誉棄損として訴えたが、最終的に最高裁では注意したことが名誉棄損には当たらないと判決が出た。
- ・辞職勧告決議を出して相手から訴えられることがあるので注意が必要。議長は議会を代表している。訴訟において被告とならなければならない。辞職勧告決議は事実上のものなので、法的な影響力がないから別に問題ないと軽く考える人もいるが、令和4年名古屋高裁で辞職勧告決議が事実上の行為であっても名誉棄損の要件を構成すると判決が出ている。辞職勧告の理由として適当でない内容だと損害賠償を負うことになる。
- ・裁判所は今まで自立権には介入しなかったが、最近は介入してくるので留意が必要。

〈議事整理権〉

- 議会の一般質問の根拠が会議規則に規定されているとするのは間違い。会議規則はあくまで手続き規定。質問権は自治法上は存在しないが、議会は政策立案機能と監視機能を持つので、監視機能の1つとして質問権を当然有するとするもの。

〈事務統理権〉

- 事務局職員は議長の指示に従う。議員の指示に従う必要はないので資料収集や作成など議員は依頼できない。渋谷区で判決あり。

2. 通告書と通告外、議題外の発言

〈文書通告〉

- 通告書を当局に渡さなければならない決まりはない。渡さないこともできる。ただその場合だと適切な答弁がなされず、自治体のためにならないことが考えられるのでコピーを渡してその後取材になる。
- 答弁書は事前にもらった方がよい。でないと当局は質問内容がわかって、事前に準備するのに対し、その答弁に対して再質問とか突っ込んだ質問をする時に議員はその場で考えなければならないのは大変ではないか。そうした方が質問の質があがる。
- 通告内かどうかグレーな質問を判断する権限を議長は持つ。

3. 不穏当・不規則発言

- 不穏当発言がすべて不規則発言になるとは限らない。
- 不穏当発言の取り消しを要求する動議が出る場合があるが、可決されても何も根拠がないので、何の効力もない。しかし、議会の過半数が求めていることに対応するという。議会の意思を踏まえて、議長が命令を出す。命令を出さないと今度議長が何もしないということで責任を問われる。不穏当な話が出たときに放っておいて、会議が終わってからあれは問題だったというのが後で問題になる。発言の取り消しはあくまで会期中にしか会議中にしか行えない。議長が、何も措置を取らないと閉会した後は手の打ちようがない。
- 議場がざわついたりしたら議長は発言の留保宣告をぜひ使った方がよい。直ちに不穏当ではなくても後で速記録を確認して後で取り消しすることがあるということを宣言する。閉会したとしても、閉会後においても議長が閉会後も発言取り消しをできる。
- 発言を取り消し命令は命令をしただけで、議員が取り消さないと取り消したことになる。
- 東京高裁判決にある。取り消し命令が出た発言は配布用の会議録には載っていないなくても、会議録原本には載っている。会議録原本への公開請求があれば、きちんと公開する義務がある。あくまでもその時の会議の秩序を守るためにその時の発言を取り消して会議を進めるためのものと最高裁はしているが、しかし、この考えは狭すぎる。
- テープの開示請求が出る時があるが開示してはダメ。あくまで会議録が公文書。テープは会議録を作るための補助的に使うもので、録音・テープは公文書ではない。会議録作成後に破棄して不存在という形をとる。議長と事務局には会議録の編成権が認められている。事務局にも会議録に当たっての修正権が議長と事務局には認められている。修文という中で認められているが、誤解を生むようなテープの開示はしない。
- 発言を取り消したからといって、懲罰を受けないということにはならない。処分の中には、懲罰の中には除名だけでなく、出席停止も含まれるというのが岩沼市の裁判で確定した。除名と

出席停止は、知事に審決を申し出たり裁判所に対して訴訟提起ができるようになった。

- 最近では出席停止と除名だけかと思ったが、それ以外の陳謝についても議会で課したものに対しては裁判所が介入してくるという判決が出た。気をつけないと懲罰は裁判所がどんどん介入してくる可能性がある。今までは除名にしか介入してこなかったが、陳謝は議員が一番やりたくないこと。従わないことが多いので出席停止になることが多いとその措置の是非を裁判所に訴えてくる。
- 議場外における不穏等発言には、議長としては対処のしようがない。懲罰しか方法がない中で議場外には適用されない。秩序罰は正規の議会活動の範囲内にしか適用されないので、議会以外の事については、議長は対処のしようがない。事実上の措置しか取りようがない。勧告決議や問責決議などしか取りようがない。

5. 動議・議事進行発言

- 動議の声が上がったら、まず自分たちの会議規則にはまるか、動議が成立するか確認するのが議長の仕事。要件に当てはまっていたら、直ちに審議するのか、後に審議するのか、判断するのが仕事。
- 口頭なのか書面なのかが動議と決議の違い。動議は修正できない。修正を含む別の動議を出すしかない。

6. 議事日程作成

- 請願は事実でないことを言っている、形式的要件が整っていれば受理を拒否できない。受理した後で、審議の中で採択不採択にすれば良い。受理自体を拒否したらダメ。国会は内容に踏み込んで議長が判断して受理を拒否しないこともできる。
- 陳情は今まで請願の内容に適合するものについては、請願の内容に合わせて処理するとなっていたが、今は議長が必要と認めるかどうかによって変わった。議長が必要ないとなれば請願と同じように処理しなければならないという事は全くなかった。
- 通常は議会運営委員会に諮問するが、陳情は何でもかんでも請願と同じようにしているところがあるがやりすぎだ。陳情はよくも悪くも紹介議員がいらないから、フィルターがかからないので、はちゃめちゃんなのがいくらでも来る。それを議長がいちいちおかしいかおかしくないか、審議にも値しないようなものも来る。そのために請願とは別枠にして認めるべきか認めないかと言う判断権を与えている。議長の権限として十分に活用していく。

○所感

- 選挙で選ばれた議長には議会を代表する大きな権限が与えられており、議長の秩序保持権に従うことが円滑な議事運営に不可欠であることを改めて確認することができた。
- 自治法は性善説で作られているので、すべてを法で規制するのではなく、先例・慣例・申し合わせにもこれまでの経過や意味があることについて学ぶことができたが、一方でそれに従わない議員がいた場合の法的な対処法についても学ぶことができた。
- 本市議会においてもルールに則った適正な運営が図られるよう一層努めてまいりたい。

オンライン研修会参加報告書（その2）

報告者 黒井 浩之

○研修会名 廣瀬行政研究所オンラインセミナー

○日時 令和6年5月15日（火）午後14:00～17:00

○研修参加者 黒井浩之

○研修テーマ 「議会運営委員会の役割と権限」

○研修内容

〈事前審査〉

- ・提案説明は、全員協議会で質疑までするかどうか。定例会で審査する前に執行部から説明を受けて質疑までするのは違法。違法な事前審査になるかならないかの分かれ道は質疑をするかしないか。地方議会は会期が短いので、提案から質疑、採決まで短期間でやらなければならないのは非現実的。そこでやむをえず認められているのが、議案の内容について執行機関から一方的に説明を受けるのは仕方ない、事前審査にあたらないと考えられている。
- ・本来住民の前で公開の議場で行われるべき質疑が、必ずしも公開が義務付けられているとは限らない全員協議会で実質的に審議が行われてしまうのは、本会議が形骸化しかねない、何のために本会議をするのかということになる。
- ・通年会期制をとればいつ審議しても問題ない。
- ・通年会期制を活用できていくところは少ない。いつでも開催となれば報酬でなく給料制にしないと議員もつらいのではないか。議会改革でしているところもあるが、一般質問の質もほとんど変わっていない。通年会期制は質疑の質を高めるのが目的のはず。執行機関からしっかり聞き取りをして課題を把握し、視察や研修で解決策を検討し、当局と議論していく、この機能を高めていくのが目的のはず。

〈質疑の内容について〉

- ・議員が解決策や提案する時間が足りないのではないか。
- ・所管事務調査権は活用しているのか。八尾市は所管事務調査権をうまく活用している。所管事務調査権でまとめた報告書を執行部に提出して議論に活かしている。当局から提案されて付託された議案を審査して終わりのところが多い。

〈議会運営委員会の定数〉

- ・小会派が多いと小会派からも最低1名は出すようになってきて、それに合わせて各会派から人数比例で何名も出すようになり、それなら本会議でやってもいいじゃないかとなってくる。1/3か1/4程度が適当ではないか。少会派を合わせて〇人とする方法もある。
- ・議会運営委員会は、議会の運営を円滑にしていこうとするものなので全会一致を目指そうとす

るのが自然。ただ、2人の会派が乱立するような状況だと、たった1人の反対でひとつも申し合わせが決まらない、議運として進むことができないようなことになるかと本末転倒ではないか。議会運営委員会で本会議の審議が停滞するなどというバカなことはない。申し訳ないが法律に戻るしかないの出席委員の過半数で決定するという形をとるしかない。いい言い方ではないが議会は最終的には数がすべてになってくる。それが民主主義。少数意見を尊重して議論して、それでも決まらない時は民主主義に基づいて数で決めるしかない。

〈閉会中の継続調査〉

- 本会議の議決を得れば委員会には閉会中の継続調査が認められる。ただし、所管事務調査はできない。会期中の所管事務調査をうめるために事務を指定して継続調査をする。閉会中は所管事務調査にかぎりなく近い継続調査をするという形。特定の事件でなければいけないので、「〇〇部に属する事項」などは特定の事件に該当しないので、議決しても継続調査の効力は生じない。

〈議選監査委員〉

- 議長が常任委員にならない例もたくさんある。委員会条例で規定すれば可能。
- 議選の監査委員を決算の委員にしたり、委員から除いたり決算の質疑に許さないと言う規定を置いているところがあるが、これはやり過ぎだと思う。議選の監査委員だって一議員としての立場があるので、決算について議員として意見を述べるのは問題ない。質疑で正すのは法的には全く問題ない。2つの立場でするのはどうかという意見がないとは言わないが、執行機関の1人なので、普通の議員では知り得ない情報が資料として出てくる。しかし、それをどんどん活用して全員協議会で活用して、議選の監査委員としてもらった資料をすべての議員に配布すれば良い話。そうすると議員のみんなの資質が上がる。別にそんなに制約をかけてその守秘義務がかかってくるが、職務上知りえた秘密に該当するものはほとんどない。個人情報とは別だが、そうでなければ普通に情報公開をすれば得られる情報はいくらでもある。監査委員として知りえたものについて質問をしても、そもそも法律上全く問題は無い。
- 大津市とか議選の監査委員を廃止した。二重にチェックするのはおかしいと言う考え方の中でやっている。議選の監査委員を廃止することができるというのは、自治法上様々な議論があった。何かと言うと議選の監査委員の任期は大体2年。4年やっているのは珍しい。当時法律を改正するときにはほとんど1年か2年で変わっていた。識見の監査委員は平均2期8年はやっている。専門のその人がそれだけ長くやって監査しているのに、議選の監査委員が特殊な監査能力を持っている人がいないにもかかわらず、1～2年で変わるのであれば意味ないだろうと言うことで議選の監査いらないのではないかと言う話になった。それで条例で廃止することができることになった。議選の監査委員のあり方は今後も問題になるかもしれない。議選の監査委員の知りえた情報をみんなで共有化していけば良い。

〈交渉会派〉

- 非交渉会派で委員を送り出せない少数会派は、委員外議員の制度を活用して、委員として入れなくても、せめて発言の権利を認めてあげるのが妥当ではないかという考えがある。
- 交渉会派を何人にするかというのが問題点。会派は3人が一般的。2人と言うのは交渉会派を

乱立することになる。いろんな多様な意見が出すぎて、多数の少数会派が生まれると議会運営委員会の委員定数を増やさなければならないということにつながって、議会運営委員会の機能が制約されてしまうことになりかねない。

- 状況にもよるが、会津若松市は3人、熊本市も3人。自分たちで決めてもいいが、基本的には3人と言う交渉会派が1番ポピュラーで、委員会の運営の観点から言うと3人が回りやすいのではないかとあった。
- 参議院は院内交渉会派という制度も持っている。
- 会派に入らない委員にどうしていくのか。委員外議員とすると決めると委員外議員が増えてしまう。非交渉会派をまとめて人を出すのか出さないかと言うふうに決めるのもある。
- 委員会議員の数を増やしすぎると議会運営委員会ですとまらないと言うこともあるので、注意が必要。
- 無所属議員が議運に入れないのはおかしいと言って、裁判を起こしたのが渋谷区であった。協議に参与する機会が無所属議員に認められないからといって議員活動の権利が剥奪されている場合はダメだけど、議運に入れないからといって権利が剥奪されてはいないから問題はないとの判決。誰を議運の委員にするかは議長なり、議会に図って議会で決めるものであって、俺がやりたいからといってなれるものではないのは当たり前のこと。

〈委員外議員〉

- 副議長は議会運営委員会に入る規定は無い。法的な根拠がない。その状況で事故が起きたりすると違法になる。委員外議員としての手続きを副議長はふんで、委員外議員として出席するのが良い。
- 傍聴している議員が委員会審査に口を挟む場合がある。傍聴席から発言したいと言う。委員長がどうぞと言うのはダメ。傍聴している方は、いくら議員は自由に傍聴できて発言は認められていない。この時点でアウト。発言の注意をしなければならない。どうしても話をしたかったら、委員外議員という制度を活用して、その人の発言を認めるために委員会で許可をするか諮らなければならない。傍聴席から発言させるのは絶対にだめ。悪しき先例になる。

〈先例・申し合わせの意義〉

- すべての事例に対して法律だけで対応はできない。そんな細かなことを言ったら何百条にもなる。事例はその時々によって別々なので、自治体ごとにもいろんな状況がある。その中で円滑な議事運営をするために、先例・慣例・申し合わせなどで法律の隙間を埋めていく。そのために先例が存在すると考える。先例・申し合わせは絶対ではない。事実上の紳士協定。法律には勝たない。法律が当たり前だが優先する。先例・慣例・申し合わせはいくらでも時代で考え方が変わる。任期が始まった最初に適用させるかどうか見直しをして、了承させた上で回していないと、そんなの従いたくないなどという場合も出てくる。任期の最初にチェックをして合意をして運用した方が良い。
- 議運の申し合わせを守らない人がいる。それでも違法にはならない。申し合わせは事実上のものなので。しかしみんなで決めて申し合わせていこうということにしているのに、守らない人に対しては、法律で決められていないからと法律を盾に取るのであれば、合法的に発言を封じ込める事はいくらでもできる。

- ・議運の申し合わせに反して、質問質疑をする人がいる。法律上認められるんだからいいじゃないかとか言ってくる。そういう時には質問・質疑・討論に対し終結の動議を出すことができる。質問者を2人にしたりして、その後に質問終結の動議を出して可決することができる。討論も終結できる。その人の前に1人～2人討論をさせて、討論の終結の動議を出せば、その人は討論できなくなる。違法ではない。会議規則に基づいてやっているだけで合法。

〈発言時間の制限〉

- ・発言時間の制限もできる。委員会では委員長もできる。それに反して発言をしたら発言の禁止命令や中止命令もできる。発言時間の制限については異議が認められるので、会議に諮って決める。毎回決めるのはめんどくさいので申し合わせで励行するのが1番良いが、申し合わせを守らないときにはこういうこともできる。
- ・東京地裁判決は、裁判所は介入しませんよと言う判決。しかし0分はダメ。これは議員の発言の機会を剥奪することになるので、そこで分けている。発言権を抹殺しているわけではないので裁判所は介入しませんよと裁判所はいつている。

○所感

- ・議会運営委員会の役割や各常任委員会との関係、議長との関係などについて理解することができた。
- ・議会運営は、各会派の考え方が反映されるので、時として法律的ではなくその時々有利不利の主張が述べられることがあるが、そのようなポジショントークに振り回されずに、しっかりとした考え方のもとに公平公正に運営していくことが必要であると強く感じた。
- ・先例・慣例・申し合わせの意義について学ぶことができた。本市でもそれらに縛られるものではないかも知れないが、これまでの積み上げてきた経過をしっかり踏まえて判断する必要がある。
- ・少数会派が多くなった場合の問題については、本市でも一考する必要があると感じた。

係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長

別記様式 3

令和7年1月14日

鶴岡市議会議長 様

鶴岡市議会公明党

代表 黒井 浩之

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	令和7年1月27日 ～ 令和7年1月29日
参加者氏名	富樫正毅、秋葉雄、黒井浩之
場所・会場	埼玉県飯能市、埼玉県所沢市、埼玉県和光市
調査・研修 項目(目的)	〈埼玉県飯能市〉 飯能市エコツーリズムについて 〈埼玉県所沢市〉 人口減少に伴う高齢者福祉施策の見通しについて 〈埼玉県和光市〉 和光版M a a Sについて
交通手段	自家用車 ・ (JR) ・ 飛行機 ・ レンタカー
行 程	※詳細は別紙のとおり



令和6年度 鶴岡市議会公明党 行政視察行程表

月日	行 程	備 考
1/27 (月)	(JR移動) 7:18 9:05/9:13 10:20/10:34 鶴岡駅 ～ 新潟駅 ～ 大宮駅 ～ いなほ4号 とき312号 JR川越線 10:54/11:07 11:36 川越駅 ～ (高麗川) ～ 東飯能駅 … (昼食) (JR八高線直通) 13:30～15:00 …【飯能市役所】 … (飯能市内宿舎) [宿舎] マロウドイン飯能 〒357-0021 埼玉県飯能市双柳105-8 電話 042-974-4000	〈大宮駅後発〉 川越線 大宮駅 11:11 発 川越駅 11:34 着 川越駅 11:37 発 東飯能駅 12:06 着 視察事項 「飯能市エコツーリズムについて」 飯能市役所 〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1 飯能市議会事務局 議会総務課 庶務担当 岡部 TEL 042-973-2686
1/28 (火)	(宿舎発) 9:40 9:05/9:13 10:20/10:34 東飯能駅 ～ 飯能駅 ～ 所沢駅 ～ 航空公園駅 西武池袋線 西武池袋線 西武新宿線 13:30～15:00 … (昼食) …【所沢市役所】 … (宿舎へ移動) 所沢駅 ～ (川越経由/池袋経由) ～ 和光市駅 (和光市内宿舎) [宿舎] スーパーホテルさいたま・和光市駅前 〒351-0114 埼玉県和光市本町1-13 電話番号: 048-452-9000	視察事項 「人口減少に伴う高齢者福祉施策の見通しについて」 所沢市役所 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1 電話番号: 04-2998-1111 議会事務局
1/29 (水)	(宿舎発) 9:10 9:30～11:00 (タクシー) …【和光市役所】 … (タクシー) 和光市駅 ～ (池袋駅経由) ～ JR上野駅 (JR移動) 15:46 17:42/17:58 19:49 上野駅 ～ 新潟駅 ～ 鶴岡駅 とき327号 いなほ9号	視察事項 「和光版MaaSについて」 和光市役所 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号 電話番号: 048-464-1111 議会事務局

〈研修項目〉

1 埼玉県飯能市

視察事項：飯能市エコツーリズムについて

質問項目について

- ・事業実施に至るまでの経過について
- ・推進体制とマンパワーの確保について
- ・事業による効果と実績について
- ・事業における現状の課題及び今後の計画について
- ・森林文化都市と本事業との関連について
- ・インバウンド対応について
- ・広域連携での取組は

2 埼玉県所沢市

視察事項：人口減少に伴う高齢者福祉施策の見通しについて

質問項目について

- ・高齢者福祉を見直すことになった背景と視点について
- ・対象となった施策、事務事業について
- ・施策の展開の方向性、取組の概要について
- ・具体例、施策の成果と課題について
- ・今後の取組の方向性について

3. 埼玉県和光市

視察事項：和光版M a a Sについて

質問項目について

- ・自動運転バスの取組みについて
きっかけや関係機関と民間事業者の目的共有など
- ・自動運転バスへの連結について
コミュニティバスやマイクロモビリティはどのように進めていくのか
- ・和光版 MASS によるメリットと考えている点を教示願います
- ・料金体系の検討について
ICカード活用や区間定額制などの料金設定は考えておりますか

係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長

別記様式 4

令和 7 年 2 月 1 2 日

鶴岡市議会議長 様

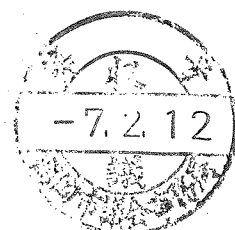
鶴岡市議会公明党

代 表 黒 井 浩 之

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	令和 7 年 1 月 2 7 日 ～ 令和 7 年 1 月 2 9 日
参加者氏名	富樫正毅、秋葉雄、黒井浩之
場所・会場	埼玉県飯能市、埼玉県所沢市、埼玉県和光市
調査・研修 項目(目的)	〈埼玉県飯能市〉 飯能市エコツーリズムについて 〈埼玉県所沢市〉 人口減少に伴う高齢者福祉施策の見通しについて 〈埼玉県和光市〉 和光版M a a S について
調査・研修 の内容及び 所 見	詳細は別紙資料のとおり



視 察 日 時	令和7年1月27日（月） 13時30分 ～ 15時00分
視 察 先	埼玉県飯能市
視 察 項 目	飯能市エコツーリズムについて
視 察 概 要	飯能市の概要 面積；193.05km²（うち75%が森林） 人口；約78,000人 都心から乗り換えなしのワンコインリゾート 飯能市観光の背景と経緯 ・観光客の多くが地域と関わりなく帰っていく状況 ・観光客による自然環境への悪影響 ・林業の不況による森林の荒廃 ・山間地域や市街地の活力低下 以上の結果；身近で豊かな自然観光資源・歴史文化資源を生かし、地域の活性化や経済振興につなげる施策として、エコツーリズムへ目標 1, 環境保全；自然の保全と文化の継承に役立つエコツアーを実施する。 2, 観光振興；より多様で、参加者の満足度が高いエコツアーを増やす。 3, 地域振興；より多くの住民が関わりながら、エコツーリズムを継続的に発展させる。 4, 環境教育；エコツーリズムを通じて、参加者やツアー実施者、市民の環境への意識を高める。 「質疑応答」 【事業実施に至るまでの経過】 前掲 【推進体制とマンパワーの確保】 平成16年7月 市役所環境緑水課にエコツーリズム担当を設置 平成17年4月 市役所環境部にエコツーリズム推進室を設置 平成17年5月 飯能市エコツーリズム推進協議会を設立 エコツーリズム研修会を開催；ステップアップ研修、安全管理研修、ガイド養成研修 エコツーリズムの機運醸成；エコツーリズム・キックオフシンポジウムの開催、300名参加

エコツーリズムの普及活動；各地区の公民館でエコツーリズム口座の開催

平成20年 エコツーリズム大賞を受賞

平成26年4月 観光・エコツーリズム推進課に組織変更

平成28年 エコツーリズム特別継続賞を受賞

令和6年4月 エコツーリズムと観光セクションの連携を図るため観光・エコツーリズムかに変更

【事業による効果と実績】

平成21年 全国初となる推進全体会議の認定

エコツーリズム推進法に基づき、地域の協議会が作成するもので、自分たちの地域の資源をどのように守りながら活用していくかをまとめたもの。

・地域資源の保護 ・立ち入り制限 ・ブランド力が高まる ・広報手段の拡大等の取組みが図られる。

飯能市エコツアーの特徴

身近な「里地・里山」の自然環境や歴史、そこで培われてきた生活文化、食文化などがエコツアーのテーマ。地域に入り、ありのままの姿を見せしているエコツアー。

市域全体で取り組み、地域の誰もがガイドのなれるエコツーリズム。地域の人が、地域の言葉で、地域を案内する。

飯能市エコツーリズム10の推進ポイント

- 1, 住民が誇りとするふるさとの風景の保全再生に活かす。
- 2, 自然を守り育む森づくりにつなげる。
- 3, 飯能市の森林文化を新たな地域の発展に活かす。
- 4, 源流から中流までの親しみ深い河の自然と文化を生かす。
- 5, 様々な野生生物の魅力や人との関りを題材とする。
- 6, 身近な自然を保全再生し、自然豊かなまちづくりに役立てる。
- 7, 知己の生活文化や年中行事などの伝統を生かす。
- 8, 長い年月をかけて培われた伝統的な技術を新たな時代に活かす。
- 9, 地域住民の是認参加により、一人ひとりの個性を生かす。
- 10, 繰り返し訪れたり宿泊したりすることで地域の魅力を堪能できるエコツアーを用意し、飯能のファンを増やす。

	【事業における現状の課題及び今後の計画】 ・エコツアーの状況 令和5年度のツアー開催数：208ツアー 参加者数：2683人 令和5年度末の累計参加者数：50507人 参加者の割合：市内約30%・市外約70%リピーター率やく50% 参加者の割合（平均値）：企画募集33% 特定団体21% イベント（お散歩マーケット）46% ・エコツアー活動団体の状況 市民団体の割合：50% *訳70%が収益を得ることに重きを置いていない団体 市民主体エコツーリズムが地域に浸透し、地域へ普及した。 多様な目的を持った団体が活動している。 ・今後の課題と方向性 市民参加型・生きがい（郷土愛）；ある程度、地域に浸透 事業運営型・観光振興（利益）；課題整理・共生・相互連携など 地域の宝を守りながら、、、、エコツーリズムの取組みによって、地域全体の観光需要を高め、経済の好循環をどのようにして生み出していくか？（エコツアー産業化の推進、人材育成方法の検討e t c） ・今後の事業展開に期待していること 観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立；地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人 ターゲティング等の戦略策定、観光コンテンツの造成、受入環境の整備 結果；地方誘客・旅行消費拡大につなげる。 【インバウンド対応】 特に対応していない 【広域連携での取り組み】 市域の住民主体の参画を重視しているため、考えてない。
所 感 （意見・感想・今後の課題等）	飯能市は平成23年に群馬県沼田市と本市の3市で「森林文化都市サミット共同宣言」をした都市である。森林文化都市の具現化のかたちで里山を活用したエコツーリズムを展開しており、全国をけん引するエコツーリズムのモデル地区であり、エコツーリズム認定地域であります。 飯能市のエコツーリズムによる来訪者は年間約5000人、内年1回行われる「お散歩マーケット」には2000人以上の来訪者があります。お散歩マーケットは集落をウォーキングするコースであり、集

落内では約10数件が地場の木工品や地域の日常的な食事を縁側で提供します。鶴岡市には同様の、あるいはそれ以上の価値ある資源があります。それらを活用し、飯能市同様、自然環境の保全、観光振興、地域振興に取り組むべきです。

本市では、ガストロノミーツーリズムに力を入れている。そこで、エコツーリズムの考え方、理念を取り入れたガストロノミーツーリズムも考えられます。飯能市ではお散歩マーケットが大人気でリピーター（50%）も多く、毎年楽しみにしていると伺っております。また、西川町では温泉ガストロノミーウオーキングin西川と称して温泉とウオーキングと食事を組み合わせた商品は予約で満杯のようです。

本市には、森林文化都市構想の時に選定した森の散歩道20選があり、今でも里山歩きは、健康志向もあり市民に好評です。ガストロノミーの理念でもあり、世界に誇る地域の食文化がある鶴岡でエコツーリズムと組み合わせた商品を開発し、県内、近県、首都圏をターゲットに、そして将来的には海外も視野に入れた取り組みを期待している。

報告者 鶴岡市議会公明党 富樫 正毅

視 察 日 時	令和7年1月28日（火）午後1時～午後3時
視 察 先	埼玉県所沢市（説明 所沢市福祉部）
視 察 項 目	1. 人口減少に伴う高齢者福祉施策の見直しについて 2. 高齢者福祉の見直しの対象事業の課題、展開、成果について
視 察 概 要	1. 人口減少に伴う高齢者福祉施策の見直しについて Q. 所沢市の人口推移、高齢化の見直しは A. 資料1に示してあるが、全国比では、所沢市は少し遅れてはいるが、人口減少も進んでいく見通しであり、高齢化率も急激に上昇すると推計される。 Q. そのような状況下で福祉施策を見直さなければならないと考えた理由は？ A. 一番大きな理由は、資料2にある通り、財政状況の推移からも分かるように民生費、特に扶助費の伸びが顕著であり、今後の人口構成等を考えると、ここで高齢者福祉施策を見直さねば将来世代に大きな負担をかけることになる、という点である。 2. 高齢者福祉の見直しの対象事業の課題、展開、成果について Q. 行政サービスを見直す際の視点は、どこに置くのか？ A. ①民間サービスで代替出来ないかといった当該事業を市として実施する必然性、重要性の再評価 ②コストに見合っているか、という点を考える費用対効果の視点 ③一部の人のためのサービスになっていないか、という公平性、普遍性の視点。 ④行政のみではなく民間の力も活用して発展性やイノベーションの余地はないのか、という視点などが考えられる。 Q. 対象となった事業は、どのような事業があるか、又、その事業を選択した理由・課題・背景・展開の仕方、成果は？ A. 主なものとして、視察資料4に記載の以下の4つの事業がある。 ①敬老行事開催支援事業 ②所沢シニア・アカデミー ③老人福祉センター及び老人憩いの家の浴場施設の廃止 ④地域でみまもり支え合い事業 対象となった事業の課題・背景・展開・成果については視察資料5に記載の通りであるが、老人福祉センター及び老人憩いの家の運用変更については、視察資料6に詳述させていただいた。

所 感 (意見・感想・ 今後の課題等)	所沢市は、埼玉県西部地域の中核都市であり、人口は34万人を超えている。その所沢市でも視察資料1に記載されている通り、高齢化率は上昇するものと見込まれており、市としての人口減少率は、鶴岡市と比較して、まだまだ大きくはないものの、既に将来の人口推計や財政見通しなどから、危機感を持って取り組んでいることが窺われた。 鶴岡市の各浴場施設においても行財政改革の見地から、これまでも様々な議論が展開されてきたことから、所沢市の老人福祉センター及び老人憩の運用変更の取り組みに着目していたが、コロナ禍の影響による利用者の減少を機に、利用状況のアンケート調査を実施し、浴場廃止の決定に至ったことは、評価できるものだと感じた。ただし、本市の温泉施設と比較すると、コストや利用者数、施設規模等を考えると同列に論ずることは出来ないと思った次第である。 むしろ、「所沢市地域でみまもり支え合い事業」は、市の取り組みがマスコミ等でも取り上げられ、高齢になって認知症になったとしても、鶴岡市が標榜する「歩いて暮らせる町づくり」構想に貢献できる事業であり、実施しているSOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか・見守りシール「どこシル伝言板」の活用を全市民に周知させる取り組みなどが重要ではないかと思った。
------------------------------------	--

報告者 鶴岡市議会公明党 秋葉 雄

視 察 日 時	令和7年1月29日（水）9時30分 ～ 11時30分
視 察 先	埼玉県和光市（説明：都市整備部公共交通政策室）
視 察 項 目	和光版Ma a Sについて
視 察 概 要	〈自動運転バスの取組みについて〉 ・和光市のまちづくりに高齢者対策事業に取り組む市の課題として、狭隘さや高低差のある道路が存在し、市民の足となる路線バスなど公共交通の自由な走行が困難になっている状況があった。また、運行本数が少ない北口の再開発にともない高齢者の課題、解決策を提案する必要がある。 ・自動運転バスを中心に他の様々な交通手段と連携し、アプリなどの通信技術により検索や決済を一括して行うサービスの提供を最終目標としている。 ・自動運転サービス導入事業を中心に交通拠点となっている北部の和光北インターチェンジ周辺と和光市駅を新たなコミュニティとして自動運転バスによる交通機構を形成し、市内公共交通の活性化を図るとともに深刻化する運転手不足、既存公共交通の利便性向上を図ることを目的にしている。 ・自動運転バスを運行するにあたり、観測の登録空間を再生して自動運転バスや路線バス専用の走行環境を使って走行するイメージになる。 ・バス専用車線を整備することにより一般車は分離して自動運転バスが走行できるため、安全性の向上が進めることや、頻繁に発生する渋滞に対して公共交通の定時性の確保につながります。 ・新たな路線バスの停留所の地が可能になり、高低差の激しい近隣住民の地域公共交通の利便性を向上することができる。 ・バス専用車線の整備は令和4年度から6年度にかけて実施。整備した区間では終日バス専用車線として交通規制がかかる。 ・専用車線であることがわかるようにバス専用の画面と赤のラインで強調している。 ・運転レベルはレベル1から5までの5段階に分かれており、ドライバーが乗車する和光市のレベルはレベル2。 ・レベル1はドライバーが自動ブレーキ、レーンのキープ、運転支援を行う。 ・レベル2は和光市の自動運転バスで実施されている自動運転でレベル。アクセル、ブレーキ、ハンドル操作を自動で行う部分的な自動運転であ

り、交差点における停止発進などを自動で行う。

- ・レベル3はシステムがすべての運転操作を行うが、システムから手動介入の要求があった場合は、ドライバーが手動操作を行う条件付き自動運転になります。
- ・レベル4は和光市が将来的に目指している自動運転レベル。場所や天候など特定条件下であれば、システムがすべての運転操作を行い、特定条件下における完全自動運転となります。
- ・レベル5になると、あらゆる条件下でシステムがすべての運転操作完全自動運転となる。

〔質疑応答〕

Q. きっかけや関係機関と民間事業者の目的共有などについて

A. 市では高齢者を中心とする方々から公共交通による移動が不便で困っていると、交通の利便性に関する問い合わせがあって、自動運転事業に関心を抱いていた。色々と収集を行ったところ自動運転サービスの補助に応募して、令和2年7月に採択された。この事業の関係機関や民間事業者の指定行為についてですけれども、この事業を推進する上で必要な検討を行い、レベル4の自動運転を加速させることを考えた。

- ・埼玉県の関係する民間事業者、学識者が委員として参加して未来地域協議会を組織。社会実装実験を実施する際は、この会議で目的を共有し、最終的な承認をもらいながら進めることにしている。

Q. コミュニティバスやマイクロモビリティはどのように進めていくのか。

A. 自動運転バスの連結について、自動運転サービスと同事業の自動運転による駅北側に線の自動運転があって、そこに市内循環バスやマイクロモビリティなどの様々な交通手段をつけて連携する。市内の地域公共交通の活性化を図るときに、既存公共交通の充実を図り、市民が便利で生き生きとした生活が溢れる街を目指しております。

Q. 和光版MASSによるメリットと考えている点を教示願います

A. 最終的な目標では、路線バスや市内循環バスの既存の移動手段の向上等とシェアサイクルやマイクロモビリティなどの新たな移動手段を専用アプリで最適に組み合わせを行って、検索予約や決済を行う。マルチポータル中のサービスの提供を目指している、このサービスが実現できれば、自宅から目的地までを検索すればそこに至るまでの最適な移動が示されるようにしたい。例えば病院に行きたい場合などは自宅からバス停までは何でいく、バス停から駅までは自動運転バスで行く、駅から病院までは循環バス、というように最適な移動時間が示されてくれば、それ

	ぞれのモビリティに乗る際の料金を一括で支払えば決済が完了しているため効率的に移動できる。このようになるのが最大の将来的な目標。 Q. ICカード活用や区間定額制などの料金設定は考えているのか。 A. 自動運転する路線や市内循環バスは交通系ICカードに対応している。また料金については路線場所については市内循環均一になっているが自動運転については東部バスウェストが運行する。最終的には地域協議会における協議により決まる。 Q. それぞれの会社も広くメリットがあるのか。 A. 車線の整備については、国土交通省の社会資本整備交付金でハード整備をやってきた。自動運転バスの走行は内閣府のデジタル田園都市構想地方創生推進交付金、また今年度から新たに物流自動車局から公共交通確保改善交付金で自動運転、社会実装に取り組む。 ・補助金以外は市の負担なのでそこをどう抑えていくかが課題。 ・民間事業者のメリットとして、東武バスウェストは運転手不足が深刻化し、循環バスの運行から撤退すると言う話があったが、何とか運転手が確保できたので令和7年は現状維持でできると報告があった。 ・今後将来的に人口が減る中で運転手確保が大変なので、解決するために中央監視室で遠隔監視で1人か2人で監視をするように運転手が減ったとしても対応できるような必要性感じている。 ・自動運転を開発する先進モビリティ（東大発ベンチャー）もデータの蓄積、技術を向上させていく。
所 感 (意見・感想・今後の課題等)	・鶴岡市の100分の1の面積で、そんなに移動は困らないのではないかと感じてしまうが、地域でしかわからない将来の課題を見据えて積極的に解決していこうとする姿勢は見習うべき点があると感じた。 ・民間事業者の力を活かし、国の交付金を積極的に探し活用している様子に東京に近いという点もあるのかも知れないが意欲的な様子を感じた。 ・雪が障害物となったり、車歩分離されていない道路では歩行者への危険感知などまだ課題は多いと伺った。 ・しかし、和光市ではその中で課題をひとつひとつ乗り越えてレベルアップしていくとしているので、是非とも課題を乗り越えて、他自治体でも取り入れられる事業に展開していただけるように、今後の推移を注視していきたい。